

太宰府市企業誘致支援業務業務委託仕様書

1 業務名

太宰府市企業誘致支援業務委託

2 定義

太宰府市では、令和5年度より民間事業者のノウハウを活用し、企業誘致の取り組みを進めてきました。令和6年3月には「太宰府市企業誘致戦略書」を策定し、今後の方向性を明確にした。

令和5年度および6年度の2年間にわたり、自治体と地方での事業展開を検討する事業者とのマッチングを目的としたイベントに参加し、多種多様な事業者との新たな繋がりを得るとともに、本市の地域課題の解決に資する可能性のある事業者の個別紹介を受けるなど、現在も進出に向けた商談を継続している。

一方で、進出候補地の選定や事業展開の具体化にあたっては、なお課題が残されており、今後はこれらの課題を整理・分析しながら、実現に向けた取り組みをさらに進めていく必要がある。

本業務では、企業誘致全般におけるコーディネートを受託し、現在商談を継続している事業者の円滑な進出に向けた調整、地場事業者との関係構築を目的とした交流会の実施、コワーキングスペースの設置に向けた調査、さらには商業施設等の誘致など、多角的な取組を展開する。これにより、新たな事業展開を通じて地場産業の活性化や人手不足の解消、雇用創出を図り、さらなる太宰府市の発展を目指している。

3 目的

本業務は、全国約600自治体が行っている誘致事業とは差別化するために、太宰府市の地域資源や地域課題を生かし、受託者の持つ誘致に関するノウハウを活用して地域に根差した新たなビジネスの創出や地域経済や地元産業の活性化を図ることを目的とする。

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月27日まで

5 業務の内容

(1) 企業誘致全般におけるコーディネート

企業の確実な進出に向け、本市と商談中の企業との交渉及び相談窓口としての役割を担うこと。また、新規企業からの問い合わせや相談に対応すること。

毎月1回以上、本市を訪問し伴走支援、商談および交渉、事業の進捗確認や助言など、コーディネート業務に付随する業務を実施すること。また、随時オンラインでの相談や問い合わせにも対応すること。

(2) 企業の進出実現（1社以上）

本市への新たな企業の進出*を実現すること。

＊「進出」の定義：本市での新規事業の実施や事務所の設置等。

（３）交流会の実施

地場企業と進出検討企業との関係性構築を目的とした交流会や学生と企業の交流会の企画から実施まで、一貫した支援を行うこと。

（４）コワーキングスペース設置に向けた調査

コワーキングスペース設置に向けた市場調査及び空き物件の調査を実施すること。施設設置から運営までの一貫した支援を行うこと。

（５）商業施設等の誘致支援

スーパー等の商業施設誘致に向け、市場調査や出店場所の選定から誘致活動まで一貫した支援を行うこと。それに付随して、近隣住民や地場企業への説明や調整等も支援内容に含むこと。

6 成果物

（１）成果物の納品

受託者は、成果物を業務完了日までに太宰府市観光経済部産業振興課に納品すること。

（２）成果物の納品形式

本業務の成果物は以下のとおりとし、電子データでの納品とする。

- ・個別企業訪問記録データ
- ・業務報告書

7 その他

（１）受託者は、委託を受けた業務について、全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

（２）業務に関しては、委託者の現状や特性を考慮し、委託者と緊密な連携を保ち業務を円滑に進めるため一名以上の専門的職員（研究員など）及び一名以上の事務職員を配置するものとする。

（３）業務に関する委託者との調整は、当初協議及び中途協議、最終協議のみならず進捗に応じて行うこととし、委託者の要請に対し迅速に対応するものとする。

（４）受託者は、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格に審査登録されており、業務遂行に当たり個人情報を取り扱う場合は、十分留意し、漏洩のないような実施体制を整えること。

（５）業務遂行に当たり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務の成果物の著作権はすべて委託者に帰属するものとし、業務終了後もみだりに公表してはいけない。

（６）業務遂行に必要な資料等の収集は、委託者・受託者が協力し行うものとする。

（７）成果品の作成については、委託者と協議のうえ実施するものとする。

（８）成果品の中で、他の文献、資料等を引用した場合、出典元を成果品に明記するものとする。

（９）本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議のうえ、決定することとする。